

求職者とシニアのための
巡回相談会・巡回セミナー

栃木県が実施する、求職者やシニアのための相談会・セミナーです。

開催日 10月13日(木)

求職者向け(とちぎジョブモール主催)

巡回セミナー

時間 10時30分～12時

定員 10人

テーマ 「応募書類の書き方」

巡回相談会(キャリアカウンセリング)

時間 13時、14時、15時

定員 各時間1人

内容 各種アドバイス、職業適性診断など

シニア向け(とちぎ生涯現役シニア応援センター主催)

ぶらっと巡回相談会

時間 13時、14時、15時

定員 各時間1人

内容 セカンドライフに関するアドバイスなど

☆共通事項

場所 市役所本庁舎4階401会議室

費用 無料

申込 10月12日(水)17時までに、電話または直接問合せへ。

問合せ 本 商工振興課 ☎(21)2371

平日夜間、休日納税相談窓口

この機会に納付・納税相談にお越しください。左記期間の納付・相談窓口の開設は本庁のみとなります。

日時

○平日夜間窓口 10月25日(火)～28日(金)、31日(月)

17時15分～19時

○休日窓口 10月30日(日)

9時～16時

市税等の納付は便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。

問合せ

本 収納課 ☎(21)2281

犬の登録と狂犬病予防注射・巡回のお知らせ

生後90日を経過した犬には、登録(生涯に1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)が法律で義務づけられています。まだ済んでいない飼い主の方は、この機会に登録や注射を受けてください。

料金(一頭あたり)

登録と注射 6,500円

注射のみ 3,500円

※おつりのないようお願いいたします。

※登録済みの犬の飼い主の方は、市から送付した案内ハガキをお持ちください。

※死亡や住所の変更などは、問合せ窓口へ届出ください。

※都合が悪い場合は、動物病院でも注射できます。

問合せ

本 環境課 ☎(21)2141

マイバッグキャンペーン

市では、地球温暖化防止のため、レジ袋の削減に取り組んでいます。マイバッグを持つての買い物を推進するため、市内のレジ袋削減推進協議会参加店舗にてキャンペーンを行います。

10月

13日(木)11時～12時

13日(木)11時～12時

13日(木)11時～12時

14日(金)11時～12時

17日(月)16時～17時

18日(火)16時～17時

19日(水)11時～12時

20日(木)16時～17時

21日(金)16時～17時

とちぎコープ栃木店

24日(月)16時～17時

25日(火)11時～12時

26日(水)11時～12時

27日(木)11時～12時

問合せ

本 環境課 ☎(21)2141



3Rポスター巡回展示

市内小中学校から応募いただいた3Rポスター受賞作品を市内各地域で展示します。子どもたちが伝えるReduce Reuse Recycle(リデュース・リユース・リサイクル)を鑑賞ください。

日程

○10月26日(水)～11月7日(月) 市役所本庁舎1回市民スペース

○11月10日(木)～13日(日)

ブラッパ大平(大平町富田)

○11月15日(火)～18日(金)

都賀文化会館ハートホール(都賀町原宿)

○11月21日(月)～27日(日)

道の駅にしかた(西方町元)

○12月1日(木)～7日(水)

(5日(月)は休)藤岡公民館(藤岡町藤岡)

○12月12日(月)～16日(金)

岩舟総合支所

※各会場、最終日は正午までの展示となります。(岩舟総合支所除く)

問合せ

本 環境課 ☎(21)2141



都市計画課からのお知らせ

歴史的町並み景観形成地区の届出制度

市では、個性ある町並み景観形成の創出を誘導するため、平成2年より栃木大通りや巴波川周辺の中心市街地約48haを歴史的町並み景観形成地区に指定しています。地区内での建築物や工作物の新築、増改築等及び外観の色彩変更等の行為については届出が必要です。

また、一定条件を満たした建築物等の修景工事を行う場合で、修景基準や景観形成基準に適合するものは、歴史的な町並み景観形成を促進するため、経費の一部を補助する制度があります。

届出や補助制度については、事前に相談するか、市ホームページをご覧ください。

問合せ

本 都市計画課 ☎(21)2432

屋外広告物の設置または変更による許可申請

屋外広告物の新規設置や表示内容を変更する場合には、「栃木県屋外広告物条例」により許可が必要です。また、許可期間は3年以内となっておりますので、継続して設置する場合も更新許可が必要です。申請手続きなどについては、事前に相談するか、市ホームページをご覧ください。

問合せ

本 都市計画課 ☎(21)2432

景観条例に基づく届出制度

本市の良好な景観形成への誘導を図るため、市全域を対象に一定規模を超える建築物や工作物の新築、増改築等及び外観の色彩変更等の行為について、行為着手の30日前までに景観計画及び色彩ガイドラインによる計画内容等の届出が必要です。

届出の手続きなどについては、事前に相談するか、市ホームページをご覧ください。

届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

届出者 権利取得者(買主)

届出期限 契約日から2週間以内(契約日を含む)

届出書類 土地売買等届出書等一式 2部

問合せ 本 都市計画課 ☎(21)2431

寄附の御礼

熊本地震にあたたかいお見舞いありがとうございます

4月14日に発生した熊本地震に対し、市民の皆さんから心温まる災害義援金が寄せられ、7月31日現在で義援金の総額は、472万8,291円になりました。

10月は「土地月間」です

適正な土地取引・土地利用で、暮らしやすいまちづくりを推進しましょう。

届出が必要で！大規模な土地の取引

一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づき届出が必要です。

届出の必要な取引面積

・市街化区域 2,000㎡以上

・その他の都市計画区域 5,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

届出者 権利取得者(買主)

届出期限 契約日から2週間以内(契約日を含む)

届出書類 土地売買等届出書等一式 2部

問合せ 本 都市計画課 ☎(21)2431

寄附の御礼

熊本地震にあたたかいお見舞いありがとうございます

4月14日に発生した熊本地震に対し、市民の皆さんから心温まる災害義援金が寄せられ、7月31日現在で義援金の総額は、472万8,291円になりました。

10月は「土地月間」です

適正な土地取引・土地利用で、暮らしやすいまちづくりを推進しましょう。

届出が必要で！大規模な土地の取引

一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づき届出が必要です。

届出の必要な取引面積

・市街化区域 2,000㎡以上

・その他の都市計画区域 5,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

届出の手続きなどについては、事前に相談するか、市ホームページをご覧ください。

届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

届出者 権利取得者(買主)

届出期限 契約日から2週間以内(契約日を含む)

届出書類 土地売買等届出書等一式 2部

問合せ 本 都市計画課 ☎(21)2431

寄附の御礼

熊本地震にあたたかいお見舞いありがとうございます

4月14日に発生した熊本地震に対し、市民の皆さんから心温まる災害義援金が寄せられ、7月31日現在で義援金の総額は、472万8,291円になりました。

10月は「土地月間」です

適正な土地取引・土地利用で、暮らしやすいまちづくりを推進しましょう。

届出が必要で！大規模な土地の取引

一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づき届出が必要です。

届出の必要な取引面積

・市街化区域 2,000㎡以上

・その他の都市計画区域 5,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

届出の手続きなどについては、事前に相談するか、市ホームページをご覧ください。

届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

届出者 権利取得者(買主)

届出期限 契約日から2週間以内(契約日を含む)

届出書類 土地売買等届出書等一式 2部

問合せ 本 都市計画課 ☎(21)2431

寄附の御礼

熊本地震にあたたかいお見舞いありがとうございます

4月14日に発生した熊本地震に対し、市民の皆さんから心温まる災害義援金が寄せられ、7月31日現在で義援金の総額は、472万8,291円になりました。

10月は「土地月間」です

適正な土地取引・土地利用で、暮らしやすいまちづくりを推進しましょう。

届出が必要で！大規模な土地の取引

一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づき届出が必要です。

届出の必要な取引面積

・市街化区域 2,000㎡以上

・その他の都市計画区域 5,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

届出の手続きなどについては、事前に相談するか、市ホームページをご覧ください。

届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

届出者 権利取得者(買主)

届出期限 契約日から2週間以内(契約日を含む)

届出書類 土地売買等届出書等一式 2部

問合せ 本 都市計画課 ☎(21)2431

寄附の御礼

熊本地震にあたたかいお見舞いありがとうございます

4月14日に発生した熊本地震に対し、市民の皆さんから心温まる災害義援金が寄せられ、7月31日現在で義援金の総額は、472万8,291円になりました。

10月は「土地月間」です

適正な土地取引・土地利用で、暮らしやすいまちづくりを推進しましょう。

届出が必要で！大規模な土地の取引

一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づき届出が必要です。

届出の必要な取引面積

・市街化区域 2,000㎡以上

・その他の都市計画区域 5,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

届出の手続きなどについては、事前に相談するか、市ホームページをご覧ください。

届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

届出者 権利取得者(買主)

届出期限 契約日から2週間以内(契約日を含む)

届出書類 土地売買等届出書等一式 2部

問合せ 本 都市計画課 ☎(21)2431

寄附の御礼

熊本地震にあたたかいお見舞いありがとうございます

4月14日に発生した熊本地震に対し、市民の皆さんから心温まる災害義援金が寄せられ、7月31日現在で義援金の総額は、472万8,291円になりました。

10月は「土地月間」です

適正な土地取引・土地利用で、暮らしやすいまちづくりを推進しましょう。

届出が必要で！大規模な土地の取引

一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づき届出が必要です。

届出の必要な取引面積

・市街化区域 2,000㎡以上

・その他の都市計画区域 5,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

届出の手続きなどについては、事前に相談するか、市ホームページをご覧ください。

届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

届出者 権利取得者(買主)

届出期限 契約日から2週間以内(契約日を含む)

届出書類 土地売買等届出書等一式 2部

問合せ 本 都市計画課 ☎(21)2431

寄附の御礼

熊本地震にあたたかいお見舞いありがとうございます

4月14日に発生した熊本地震に対し、市民の皆さんから心温まる災害義援金が寄せられ、7月31日現在で義援金の総額は、472万8,291円になりました。

10月は「土地月間」です

適正な土地取引・土地利用で、暮らしやすいまちづくりを推進しましょう。

届出が必要で！大規模な土地の取引

一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づき届出が必要です。

届出の必要な取引面積

・市街化区域 2,000㎡以上

・その他の都市計画区域 5,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

届出の手続きなどについては、事前に相談するか、市ホームページをご覧ください。

届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

届出者 権利取得者(買主)

届出期限 契約日から2週間以内(契約日を含む)

届出書類 土地売買等届出書等一式 2部

問合せ 本 都市計画課 ☎(21)2431

寄附の御礼

熊本地震にあたたかいお見舞いありがとうございます

4月14日に発生した熊本地震に対し、市民の皆さんから心温まる災害義援金が寄せられ、7月31日現在で義援金の総額は、472万8,291円になりました。

10月は「土地月間」です

適正な土地取引・土地利用で、暮らしやすいまちづくりを推進しましょう。

届出が必要で！大規模な土地の取引

一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づき届出が必要です。

届出の必要な取引面積

・市街化区域 2,000㎡以上

・その他の都市計画区域 5,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

届出の手続きなどについては、事前に相談するか、市ホームページをご覧ください。

届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

届出者 権利取得者(買主)

届出期限 契約日から2週間以内(契約日を含む)

届出書類 土地売買等届出書等一式 2部

問合せ 本 都市計画